

令和6年第11回朝霞市農業委員会議事日程

令和6年11月25日 月曜日 午後3時00分

於 朝霞市役所 別館5階 大会議室手前

第 1 開 会

第 2 議事録署名委員の指名について

10番 高麗 俊一委員 11番 高橋 秀明委員

第 3 提 出 議 案

議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

第 4 諸 報 告

(1) 報告第11号 会長専決について

(2) その他報告

第 5 協 議 事 項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

第 6 閉 会

議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和6年11月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	譲 受 人	譲 渡 人	譲 受 理 由	譲 受 人		備 考
		登記面積 m ²				譲 渡 理 由	耕作面積m ²	家族数 (耕作者数)人	
1	大字岡字玉川 [redacted]	田	畑 562.00	朝霞市岡 [redacted] [redacted]	朝霞市岡 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	11,590.00	4 (4)	調査・説明委員 高橋 秀明委員
	大字岡字玉川 [redacted]	田	畑 238.00	[redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]	経営規模縮小			
2	大字浜崎字下谷 [redacted]	田	畑 427.00	渋谷区渋谷 [redacted] [redacted] [redacted]	朝霞市浜崎 [redacted] [redacted] [redacted]	経営規模拡大	47,206.00	- (12)	調査・説明委員 小寺 昌委員
				[redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]	経営規模縮小			

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第28号1番

土地の所在地	朝霞市大字岡字玉川 [REDACTED]、[REDACTED]		
譲 受 人	朝霞市岡 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	朝霞市岡 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

朝霞第二中学校

太陽の大地の広さ

太陽の大地の広さ

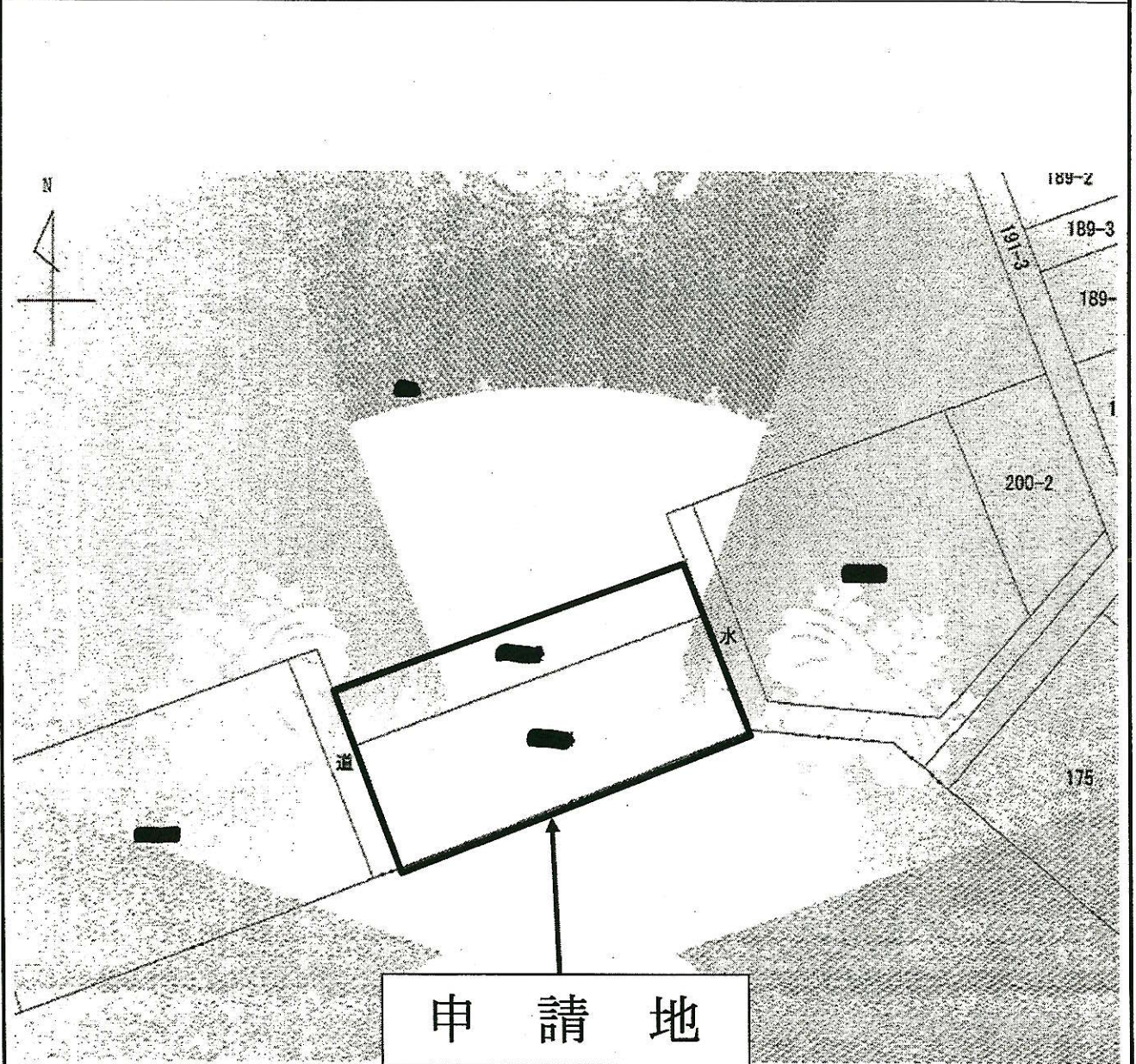
申請地

朝霞市博物館

公 図 の 写 し

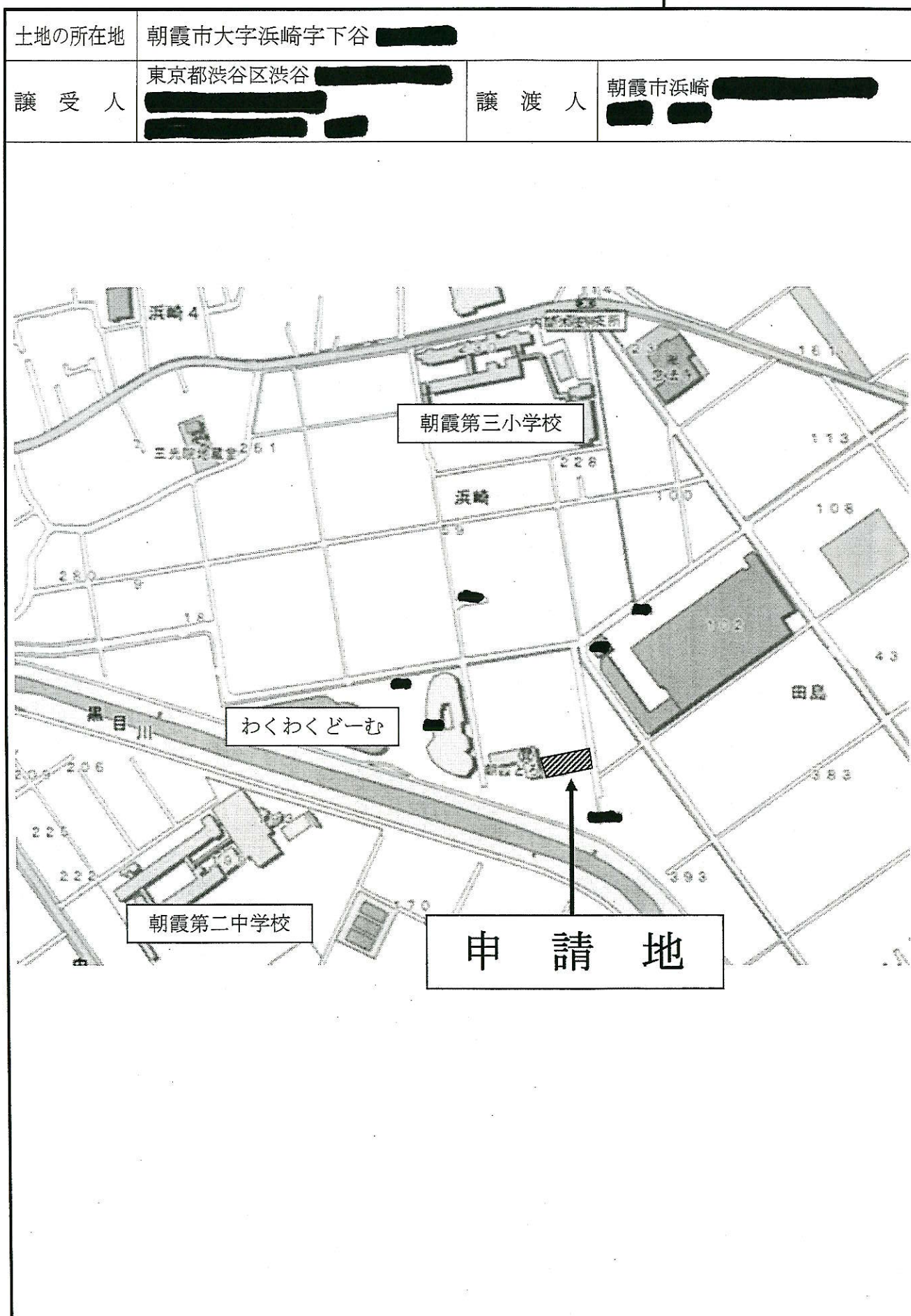
議案第28号1番

土地の所在地	朝霞市大字岡字玉川 [REDACTED]、[REDACTED]		
譲 受 人	朝霞市岡 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	朝霞市岡 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



案 内 図

議案第28号2番



公図の写し

議案第28号2番

土地の所在地	朝霞市大字浜崎字下谷 [REDACTED]		
譲受人	東京都渋谷区渋谷 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲渡人	朝霞市浜崎 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

水

議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

令和6年11月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	申 請 人	転 用 目 的	農地区分	備 考
		登記面積 m ²					
1	大字溝沼字堤中道下 [redacted]	田	畑 999.00	溝沼 [redacted] [redacted] [redacted]	店舗敷地（ドライブイン）	3 種	調査・説明委員 橋本 広明委員
	大字溝沼字堤中道下 [redacted]	畑	畑 101.00				
	大字溝沼字堤中道下 [redacted]	田	畑 96.00				
	大字溝沼字堤中道下 [redacted]	水路敷	畑 60.00				

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第29号1番

土地の所在地 朝霞市大字溝沼字堤中道下 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

申 請 者 朝霞市溝沼 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]



公図の写し

議案第29号1番

土地の所在地	朝霞市大字溝沼字堤中道下 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
申請者	朝霞市溝沼 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

The map displays a network of roads and land parcels. A central parcel is highlighted with a thick black border and labeled '申請地' (Application Land). Surrounding parcels are identified by numbers: 493-1, 492-1, 413-3, 473-1, 450-3, 453-1, 453-2, 454, 452, 454-2, 466-1, and 462-2. Roads are indicated by lines and labeled '道'. A north arrow is located in the upper left corner of the map area.

議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和6年11月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	申請人	買取り申出事 由の生じた者	買取り申出事由	証明を必要とする 理由	備 考
		登記面積 ㎡				買取り申出事由が生じた日		
1	根岸台	畑	畑	根岸台	根岸台	農業の主たる従事者が 死亡したため。	生産緑地法第10条 の規定に基づき買取 りの申出をするた め。	調査・説明委員 渡邊 忠委員
	根岸台	畑	畑					
	根岸台	畑	畑			令和6年9月10日		
	根岸台	畑	畑					

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第30号1番

土地の所在地 朝霞市根岸台 [REDACTED]

申 請 人 朝霞市根岸台 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]



案 内 図

議案第30号1番

土地の所在地 朝霞市根岸台 [REDACTED]

申 請 人 朝霞市根岸台 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

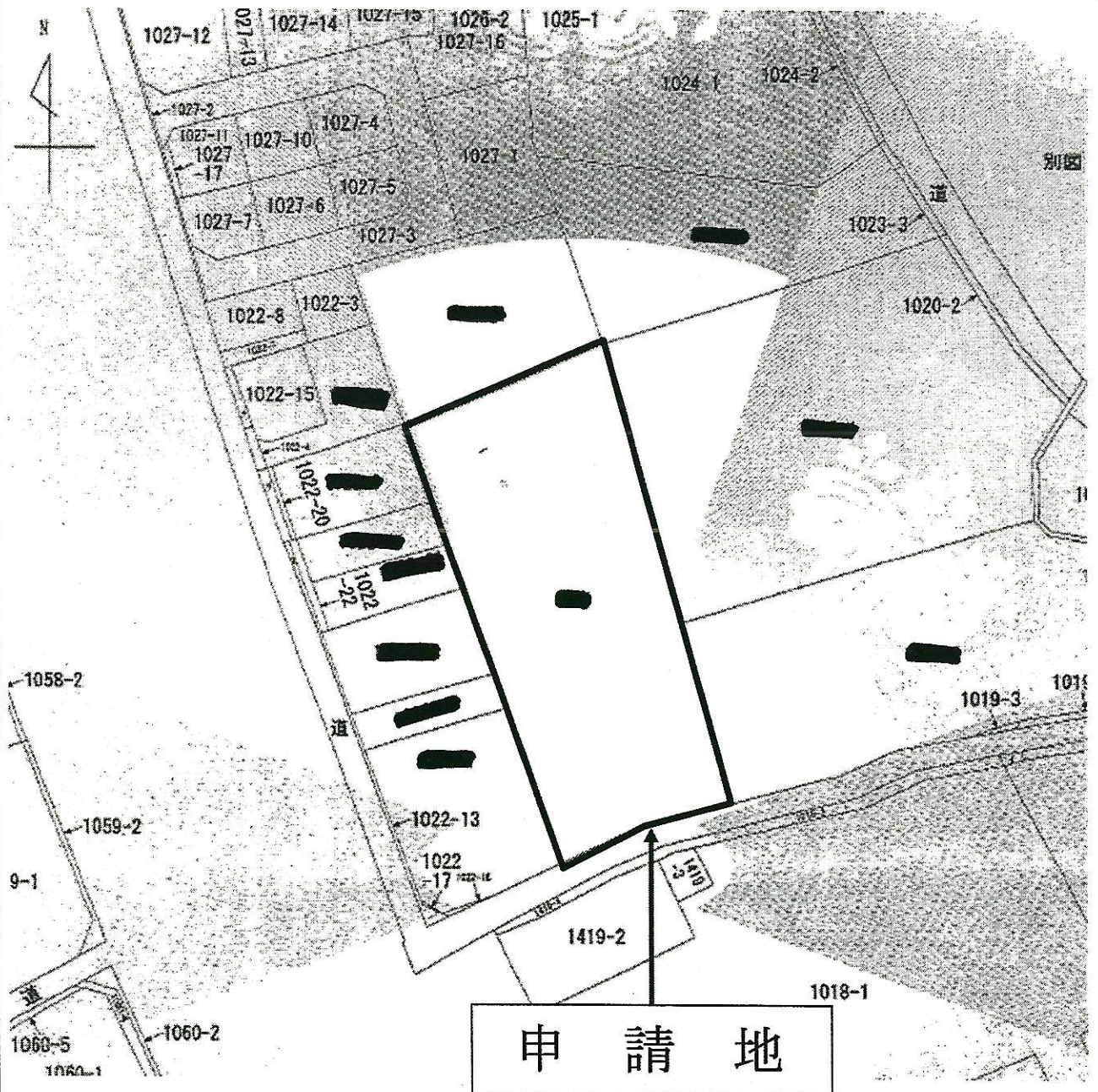


公図の写し

議案第30号1番

土地の所在地 朝霞市根岸台 [REDACTED]

申請人 朝霞市根岸台 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

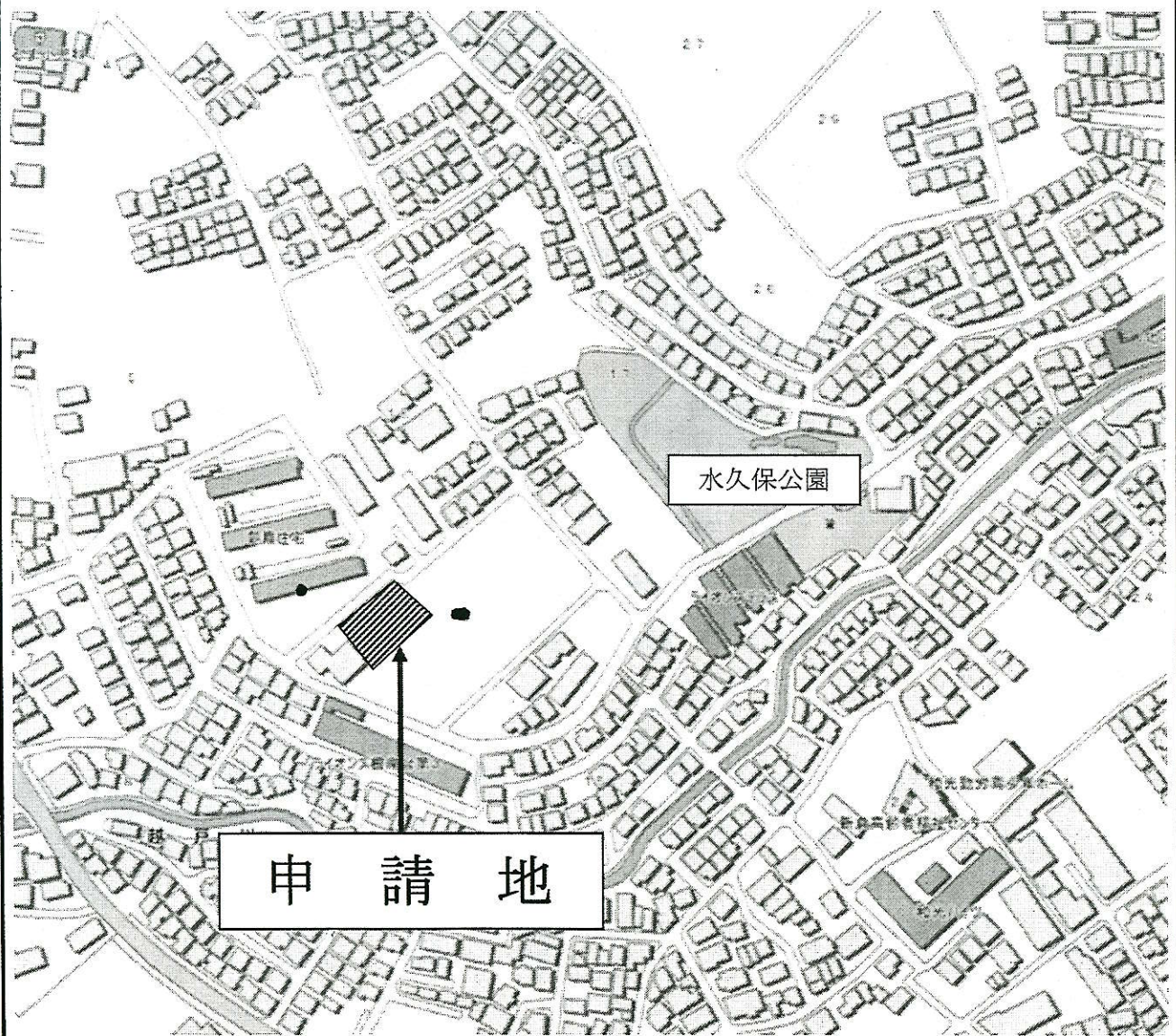


案 内 図

議案第30号1番

土地の所在地 朝霞市根岸台 [REDACTED]

申 請 人 朝霞市根岸台 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]



申請地

水久保公園

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

令和6年11月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	相続人	権利を取得した日	取得した 権利の種類	受理番号	備 考
		登記面積 m ²		権利を取得した事由	あつせん希望	受理日	
1	根岸台 [redacted] [redacted]	畑 503.00	和光市新倉 [redacted] [redacted] [redacted]	令和5年12月11日	所有権	朝農委発第3-5号	
				相続	なし	令和6年10月31日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第 1 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について

令和6年11月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	届出人	転用目的	受理番号	備考
		面積 (㎡)			受 理 日	
1	溝沼 [REDACTED]	畑 211.00	膝折町 [REDACTED]	駐車場敷地	朝農委発第 4 - 3 0 号	
	溝沼 [REDACTED]	畑 290.00	[REDACTED] [REDACTED]		令和 6 年 1 0 月 1 7 日	
2	根岸台 [REDACTED]	畑 471.00	根岸台 [REDACTED]	共同住宅敷地	朝農委発第 4 - 3 1 号	
	根岸台 [REDACTED]	畑 24.00	[REDACTED] [REDACTED]		令和 6 年 1 1 月 5 日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出（所有権移転）の受理について

令和6年11月25日提出

番号	土地の所在地	登記地目	譲受人	譲渡人	転用目的	受理番号	備考
		登記面積 m ²				受理日	
1	膝折町 [REDACTED]	畑 395.00	東京都西東京市東伏見 [REDACTED]	膝折町 [REDACTED] [REDACTED]	住宅敷地	朝農委発第 5 - 2 4 号	
	膝折町 [REDACTED]	畑 186.00				令和 6 年 1 0 月 1 1 日	
	膝折町 [REDACTED]	畑 467.00					
2	本町 [REDACTED]	畑 210.00	川越市大字上寺山 [REDACTED]	本町 [REDACTED] [REDACTED]	住宅敷地	朝農委発第 5 - 2 5 号	
	本町 [REDACTED]	畑 159.00				令和 6 年 1 0 月 1 5 日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 一定の面積を経営

農地取得後の農地面積の合計が、原則50a（北海道は2ha）※以上であることが必要

※この面積は、地域の実情に応じて、市町村の農業委員会が引き下げることが可能

3. 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1～3に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を
所有したい



農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が総議決権の過半を占めること
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業の常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

農地を
借りたい



一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に解除条件が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農地所有適格法人の要件

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。)[売上高が過半]

〔関連事業〕

- ・ 農畜産物の製造・加工
- ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
- ・ 農業生産に必要な資材の製造
- ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等(例えば、農家民宿)

3. 議決権要件

農業関係者

- ・ 法人の行う農業に常時従事する個人
- ・ 農地の権利を提供した個人
- ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- ・ 基幹的な農作業を委託している個人
- ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

総議決権の過半

農業関係者
以外

(制限なし)

総議決権の
2分の1未満

4. 役員要件 ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員(原則年間150日以上)であること
② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること